

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第三十一號

鳥取縣医療機関整備審議会條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣医療機関整備審議会條例

(目的)

第一條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十

二條第二項の規定による鳥取縣医療機関整備審議会

(以下審議会といふ。)は知事の諮問に応じ医療機関の整備に関する重要な事項を調査審議するを目的とする。

(構成)

第二條 審議会は委員三十名以内をもつて組織する。

2、委員は医療機関の開設者若しくは管理者、医師、歯

昭和二十五年八月五日 外曜日

本書ノ大キサハ國規格A五判

科医師、医療を受ける立場にある者、学識経験のある者、又は関係各庁の官吏若しくは吏員のうちから知事が命じ又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第三條 審議会に会長、副会長各一名を置く。

2、会長、副会長は委員の互選による。

(会長及び副会長の任務)

第四條 会長は会務を総理する。

2、副会長は会長事故あるときその職務を代理する。

(委員の任期及び解任、解囑)

第五條 委員の任期は二年とする。但し委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

2、委員に職務遂行上支障があり又は委員としてふさわしい行爲があつたときは、前項の規定にからむら

す解任又は解職することができる。

(議決方法)

第六條 審議會は委員の過半数が出席しなければ議事を

開き議決することができない。

2、議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第七條 審議會に幹事若干名を置く。

2、幹事は鳥取縣の吏員のうちから知事が命する。

3、幹事は会長の指揮を受け庶務を整理する。

(書記)

第八條 審議會に書記若干名を置く。

2、書記は鳥取縣の吏員のうちから知事が命する。

3、書記は上司の指揮を受け庶務に從事する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣例第三十二号

鳥取縣旅費支給條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣旅費支給條例

第一條 吏員(副知事、出納長及び副出納長を除く)その他の者が公務によつて旅行するときは、別に定めるもの除くの外、この條例により旅費を支給する。

第二條 旅費は國家公務員等の旅費に関する法律に定めた額を支給する。但し同法附則に定める車賃、日当、宿泊料等の割増については別表第一号表に掲げる職務にある者についてのみ支給するものとしその割増率も同表に定める率による。

又運賃の等級を三階級に区分する線路及び船舶により旅行する場合の一等の運賃並びに特別急行列車を運行する線路による旅行の場合の特別急行料金は当分の間支給しない。

第三條 土木出張所、港湾修築事務所、農業水利改良事務所、土拓事務所の在勤者及び地方滯在の林業技術員、

營農指導員、保健婦がその所轄区域内を巡回するときは、別表第二号表の日額旅費を支給する。

第四條 在勤地内における旅行については、左の各号の区分にしたがい当該旅費を支給する。

一、旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は、引続き五時間以上八時間未満の場合には、日當定額の三分の一に相当する額。

二、旅行が行程十六キロメートル以上又は八時間以上の場合には、日當定額の二分の一に相当する額。

第五條 縣用の交通機關を利用して旅行した場合は、その旅行についての鐵道賃、船賃及び車賃は支給しない。

2、縣用の試験船、監視船又はその他の船舶に乗組み出動するときは、五時間未満の乗船及び臨時傭入れの船員には旅費を支給しない。

3、縣用の自動車による旅行における日當は左に定める額とする。

一、陸路五十キロメートル未満の場合においては、定額の二分の一に相当する額

三、雇人及びこれに準ずる者にはその俸給額により相当と認められる級職に支給する額

の吏員に支給する額

四、前三号に該当しない者には四級職以上の吏員に支給する額

給する額に別表第一号表に定める割増率を乗して計算した額

2、第三号に定める職員の相当級職区分はその都度知事が定める

第七條 着後手当については別表第三号表に定める額を支給する。

第八條 知事又は廻長は、予算その他の都合によりこの条例の規定にかゝわらず旅費の定額を減じ又はその全部若しくは一部を支給しないことができる。

第九條 この条例に定めたものゝ外、路程の計算については、國家公務員の旅費支給規程を、その他旅費の支給については国家公務員等の旅費に関する法律を適用する。但し、旅行命令(依頼)及び旅費請求手続については知事がこれを定める。

第十條 この条例及び他の条例に規定しない者に対する旅費の支給についてはその都度知事においてこれを定める。

附一則

別表第一号 旅費定額の割増率

区	分	割増率
部長及びこれに準ずる者 各種委員会(委員会調査会、審査会、協議会その他これに準ずるもの)の委員		四割以内
本庁の課長並びにこれに準ずる者	二 割	

備考 部長並びに本庁の課長に準ずるものについては知事において別にこれを定める。

別表第二号 日額旅費

所長	日額
事務吏員、技術吏員	八〇〇円

第五條第三号中「一年」を「二年」に改める。

附則

在勤地内を巡回する場合の日額は第四條の規定する日当支給額をこえることができない。

別表第三号 着後手当

区	分	着後手当
五十キロメートル未満		二日二夜
百キロメートル未満		三日三夜
百キロメートル以上		四日四夜

△鳥取縣條例第三十四号

鳥取縣種禽検査條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種禽検査條例中改正條例

第五條第二項を次のように改める。

前項の合格証の交付を受けた種禽から生産されたものでなければこれを種卵として人工孵化業者に販売又は譲渡してならない。人工孵化業者が購入又は譲渡を受けるときもまた同じ。

第五條第二項の次に次の二項を加える。

昭和二十四年一月鳥取縣條例第三号鳥取縣協同農業普及事業條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣協同農業普及事業條例中改正條例

00949

器具使用料
診察料
区分金
同
一件について百円以内

知事、副知事等給与條例中改正條

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
副知事等給与條例中改正條例

第一條及び第二條の「縣令の職務」を「縣長の職務」として、第五條を次のようて改める。

往 往 往 往	往 往 往 往	往 往 往 往
藥 治 料	診 料	料
高 價 通 藥	普 通 藥	藥
予 防 液	同	同
の 他 特 殊 注 射	實 費	百 四 以 內
同	二 百 四 以 內	一 糸 に 付 十 円 を 加 え る

第五條 旅費は左の各号に

鳥取縣志

試驗検査料	文書料	薬剤容器料	手術料	処置料
	證明書	診断書		
	處方箋			
同	同	同	同	同
二百円以内	一百円以内	二十円以内	千円以内	二百円以内

人工授精料
精液注入料
同
二百円以内

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九号知事、副知事等給
与條例の一部を次のように改める。

副出納長たる縣会書記二割

00959

◆鳥取縣條例第三十八号
昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八号縣會議員等給与條
例の一項を次のよう改める。

鳥取縣知事 西 尾
縣會議員等給与條例中改正條例

鳥取縣知事 西 尾 愛

区	
分	
賃鐵道	
船賃	
一車馬賃	
一杆に	
日當	
宿泊料	一夜
に	つき
食卓料	一夜に

立開投選專監委選縣同縣員舉
票票 門查長管會副會會管管舉 及理
理理 委委 ^び 委議議議員員人者者長員員員員長長
貨金等 船上級
三四
一六〇四
八〇〇四
六四〇四
一六〇四

附一見

この條例は、昭和二十五年四月一日から適用する。

く鳥取縣條例第三十九号
昭和二十三年二月鳥取縣條例第六号公安全委員給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月五日

別表

附四

この條例は昭和二十五年四月一日から適用する。

◆鳥取縣條例第四十号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十七号公聽會參加者等の費用弁償條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
公聽會參加者等の費用弁償條例中改正條例

第一條別表を次のように改める。

別 表

区分	車	馬	貨	鐵道	貨及び	日	當	宿泊料	食卓料
金額	円	一一等賃金	一六〇	六四〇	一六〇	円	一六〇	円	四

附 則

この條例は昭和二十五年四月一日から適用する。

鳥取縣水產食品衛生條例を次のように定める。

◆鳥取縣條例第四十一号

鳥取縣水產食品衛生條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 この條例で水產食品とは、食用に供する水產動植物及びこれらの製品をいう。

第二條 この條例で營業者とは、營業を営む人又は法人をいう。

第三條 左に掲げる營業を営もうとする者は、知事の行う登録を受けなければならない。

（目的）

（定義）

（營業の登録及び施設、取扱基準）

（立入検査）

（知事の行政権限）

（登録手数料）

（届出事項）

（登録証の掲示又は携行）

（立入検査）

（知事の行政権限）

（登録手数料）

（届出事項）

（登録証の掲示又は携行）

（立入検査）

（知事の行政権限）

（登録手数料）

（届出事項）

（登録証の掲示又は携行）

（立入検査）

（知事の行政権限）

（登録手数料）

（届出事項）

第十條 第三條第一項の規定に違反した者又は前條の知事の命令に従わない者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても前條の罰金刑を科する。

(書類の提出)

第十二條 この條例により知事に提出する書類は正副二通とし、所轄保健所長を経由しなければならない。

(施行規定)

第十三條 この條例施行に関する必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。但し第六條の規定についても昭和二十五年九月一日から施行する。

別表第一

第三條第二項の規定による營業の施設及び取扱基準
加工水産物販賣業

(建物の構造)

一、一定の店舗を有し便所その他公衆衛生上有害と認められる箇所から完全にしや断されていること。

二、店舗の床壁天井は平滑で掃除し易いものであり天井は緊密に張られていること。

三、店舗には食品の保管所及び陳列所を設けること。

又從業員の流水式手洗装置を設け石けんをそなえること。

井は採光換氣照明が充分であること。

(食品取扱設備)

四、食品の保管所及び陳列所には防虫、防そ、防塵の裝置を施し通常取扱數量に応じた充分な廣さがあり、それぞれ食品の種類毎に一定の区画をすること。

五、食品の種類に応じて匙かぎはかり等適当な取扱器具を備え、そのまま食用に供する食品の取扱器具は

一般用と區別すること。

六、食品取扱容器器具で食品に直接接觸する部分は平滑で耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。又食品取扱容器器具はよく修理が行き届いていること。

(給水及び汚物処理)

七、用水は上水道水か又は保健所その他の公立衛生試験機関で飲用適と認めたものであること。

八、廃棄物は有蓋で不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないよう処理すること。屋外塵あい箱は有蓋とし且つ汚水の流失しない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔を保つこと。便所は井泉から六米以上、

店舗から二米以上の位置にありそ族こん虫等の侵入し有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又便口からこん虫の出入しないように不用時は蓋をすること。便所は常に清潔に保持されよござれていないこと。

(食品取扱者)

十一、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできもののある者は食品を取扱う業務につきさせられないこと。

十三、食品の取扱に從事する者は常に清潔な洗たくの

00953

できる作業衣を着用すること。

十四、食品の取扱に従事する者は常に爪を短くきつておき、身体を清潔にし用便後及び外部から入つたときは必ず手を洗うこと。

手又は食品を取扱う器具で身体の各部にふれないこと。

従業中はたん又はつばをはき又は煙草をすわないこと。

鮮魚介類及び知事の指定する加工水産物行商営業（食品取扱設備）

一、食品取扱容器は衛生的なものであること。

二、食品の種類及び取扱数量に応じた食品取扱容器をそなえ箸、匙、かぎ、はかり等適当な取扱器具をそなえること。

三、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は平滑で耐水性がありその構造は掃除し易いものであること。

四、食取扱器具はよく修理が行届いて、び破損等が

（食品の取扱者）

八、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできもののある場合は営業に従事しないこと。

九、直接営業に従事するときは清潔な洗たくのできる

五、食品取扱に使用する容器、器具類はすべて少くとも一日一回は洗じようする等の清掃を行い、特に食品に直接接觸する面は使用前に入念に清潔にし且つ、従業中常に衛生的にしておくこと。

六、食品の取扱は常に衛生的であり容器器具是有がいとし運搬等に際し特にそ族、こん虫、塵あい等により汚されるのを防ぐとともに鮮魚介類を生食する目的をもつて調理販売しないこと。

七、食品は水の使用等によりその鮮度保持に努めるこ

ないこと。

（取扱方法）

五、食品取扱に使用する容器、器具類はすべて少くとも一日一回は洗じようする等の清掃を行い、特に食品に直接接觸する面は使用前に入念に清潔にし且つ、従業中常に衛生的にしておくこと。

六、食品の取扱は常に衛生的であり容器器具是有がいとし運搬等に際し特にそ族、こん虫、塵あい等により汚されるのを防ぐとともに鮮魚介類を生食する目的をもつて調理販売しないこと。

七、食品は水の使用等によりその鮮度保持に努めるこ

と。

八、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできもののある場合は営業に従事しないこと。

九、直接営業に従事するときは清潔な洗たくのできる

と。

十、直接営業に従事するときは常に爪を短くきつておき、身体を清潔にし用便の後は必ず石けんで手を洗うこと。食品を取扱う器具を身体の各部にふれないと。食品の取扱中はたん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

多少でも下痢症疾患のある時は営業に従事しないこと。

十一、工作衣を着用すること。

十二、直接営業に従事するときは常に爪を短くきつておき、身体を清潔にし用便の後は必ず石けんで手を洗うこと。食品を取扱う器具を身体の各部にふれないと。食品の取扱中はたん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

第十一條 第二項を第十條の二とし次のように改める。

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において管轄行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員に報告しなければならない。

第十一條を次のように改める。

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において管轄行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置すべき事項があつた場合は監査委員にその経過並びに結果を速かに

00956

00955

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣監査委員條例中改正條例

第二條第十号の次に左の一號を加える。

十一 地方自治法第一百四十四條の二の規定に基き知事より審査請求があつたときはこれを監査すること。
第十條第二項を第十條の二とし次のように改める。

第十條の二 委員は監査を終つたときはその結果を所管行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員に報告しなければならない。

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において管轄行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置すべき事項があつた場合は監査委員にその経過並びに結果を速かに

別表第二
營業登録証交付手数料

一五〇円

第十一條を次のように改める。

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において管轄行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置すべき事項があつた場合は監査委員にその経過並びに結果を速かに

營業登録証再交付手数料

一五〇円

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において管轄行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置すべき事項があつた場合は監査委員にその経過並びに結果を速かに

鮮魚介類及び知事の指定する加工水産物販売業

一五〇円

第十一條 前條の報告中知事又は教育委員会において管轄行政庁又は縣議会及び知事並びに関係のある選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置すべき事項があつた場合は監査委員にその経過並びに結果を速かに

◆鳥取縣條例第四十二号
昭和二十三年六月鳥取縣條例第四十号鳥取縣監査委員條例の一部を次のように改正する。

00957

報告しなければならない。

附則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年五月四日から適用する。

◇鳥取縣條例第四十三号

鳥取縣綜合開發審議會條例を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣綜合開發審議會條例

(目的)

第一條 鳥取縣綜合開發計画及び特定地域綜合開發計画（以下「綜合開發計画」という）について調査審議するため國土綜合開發法（昭和二十五年法律第二百五号（以下「法」という）第九條第一項の規定に基いてこの條例の定めるところにより鳥取縣綜合開發審議會（以下「審議會」という）を設置する。

(任務)

(任務)

第三條 審議會は知事が総合開發計画を作成したとき又は総合開發計画について法第五條の規定による内閣總理大臣の勧告若しくは助言を受けたときその実施の推進その他に關して必要があると認める場合は知事に意見を申出ることができる。
第四條 知事は第二條の規定による報告又は勧告を受けたとき及び第三條の規定による意見の申出を受けたときその必要があると認める場合はその報告書又は勧告書若しくは意見書の寫を縣議会に送付する。

第五條 知事は左に掲げる事項について審議會の意見をきくことができる。
一、法第十一條の規定による関係行政機關の長の助言
二、法第四條第二項の各号に掲げる事項について國土綜合開發審議會が公表した事項のうち必要があると認める事項

三、特定地域の指定に關し法第十條第二項の規定によ

る同様

第八條 審議會に特別の事項を調査審議するために特別委員を置くことが出来る。

2、特別委員は学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第九條 審議會に会長一人及び副会長一人を置き、会長は知事を充て、副会長は委員のうちから互選する。

2、会長は会務を總理し審議會を代表する。

3、副会長は会長を助け、会長に事務がある場合にその職務を代理する。

(専門委員)

第十條 審議會に、専門の事項を調査させるために、専門委員を置くことができる。

2、専門委員は、縣の職員及び学識経験を有する者のうちから、審議會の推薦に基いて知事が任命又は委嘱する。

2、委員の任期は二年とする。

(特別委員)

00959

なる。

- 2、会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 3、会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

- 第十二條 審議会に、その所掌事項に係る専門的事項又は地域的事項を分掌させるために、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2、部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3、部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

- 4、部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会長が報告する。

- 5、部会の運営その他に關して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

- 第十五條 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、公聽会を開きその他適當な方法により眞に利害關係有する者又は学識經驗を有する者等から廣く意見をきかなければならない。
- (資料の提出等の依頼)
- 第十六條 審議会はその任務を行うために必要があると認める場合は関係機関地方公共團體その他の関係團體に對して資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。
- (施行規定)
- 第十七條 この條例施行に關して必要な事項は知事が別に定める。

00963

附 則

この條例は公布の日から施行する。

規 則

◆鳥取縣規則第五十六号

鳥取縣農產物検査條例に基き鳥取縣農產物検査條例施行規則を次のように定める。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農產物検査條例施行規則

(通則)

第一條 本縣の農產物の検査(以下検査といふ。)については昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十号鳥取縣農產物検査條例(以下條例といふ。)による外この規則の定めるところによる。

(検査員)

第二條 検査は知事の任命又は委嘱した検査員がこれを行う。

(検査の場所)

第四條 検査は農業倉庫又は知事の指定した場所で行う。但し特別の事情がある場合は知事の承認を受けて他の場所で検査を受けることができる。

(検査実施の順序)

附 則

第十八條 この規則は公布の日から施行し鳥取縣農産物検査條例施行の日から適用する。

第十九條 昭和二十三年五月鳥取縣規則第二十九号鳥取縣農工品検査規則は廃止する。

農産物検査員印	職 氏	名
昭和 年 月 日交付		

様式第一号

鳥取縣農産物検査條例
施行規則(抜萃)

第二條 検査は知事の任命又は委嘱した検査員がこれを行う

第三條 検査員が検査を行う場合には以下検査員証といふを携帯しなければならない。

第四條 検査員証は関係者の要求があつたときはこれを提示しなればならない。

縦八、五種
横 六種

厚紙 白紙

様式第一号 (用紙半紙半裁型)

(1) 検査申請書

農産物検査申請書

昭和	年	産	別	種
手	數	料	円	錢
受	檢	希	月	日
受	檢	場	所	
名		量	數	貲
量		數	量	貲

右検査を受けたいので申請する。

年 月 日

申請者住所 氏名

印

(2) 再検査申請書

農産物再検査申請書

昭和	年	産	別	種
手	數	料	円	錢
前	月	日	前	檢
受	檢	希	員	檢
名		量	數	貯
量		數	量	貯

右再検査を受けたいので申請する。

年 月 日

申請者住所 氏名

印

手	數	料	納付額
円	錢	内	外
受	檢	申	査
受	檢	付	額
名		手	手
量		數	數

検査手数料(納收証票)貼付場所

手	數	料	納付額
円	錢	内	外
受	檢	申	査
受	檢	付	額
名		手	手
量		數	數

第二條 條例第一條の規定による検査は毎年七月十日か

ら九月十日までの間に縣外に搬出する「すいか」についてこれを行う。

(合格の標準)

第三條 條例第四條の規定による合格の標準は次の各号に基きこれを定める。

一、形狀が齊一であること

二、熟度が適切であること

三、病虫害に侵かされていないこと

第四條 條例第五條第二項の規定による証印は別記第一号様式の通りとする。

第五條 條例第十條の規定に基く検査手数料は検査申請書に「鳥取縣「すいか」検査証紙」(以下証紙といふ)を貼付してこれを納付しなければならない。

(手数料の納付)

第六條 証紙は別記第二号様式の通りとし出納長の印章を押捺してこれを発行する。

第七條 証紙は知事において指定する証紙売捌人(以下証紙売捌人)が売捌きする。

第八條 売捌人に對しては額面の百分の三に相当する金額を売捌手数料として交付する。

第九條 売捌人証紙の交付を受けようとするときは所要証紙を別記第三号様式による請求書により知事に請求し現金と引換にその交付を受けなければならない。

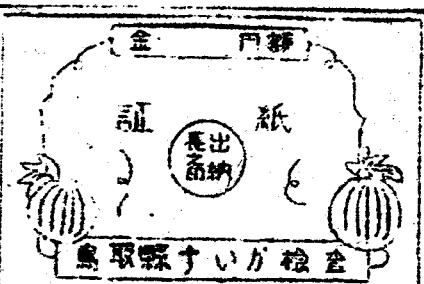
第十條 この規則改廢のため使用することのできない証紙又は証紙の取扱を廃止したため売り渡し未済となつた証紙は不用となつた日から一箇月以内に限りこれを返還することができる。

第十一條 この規則は公布の日から施行し鳥取縣「すいか」検査條例施行の日から適用する。

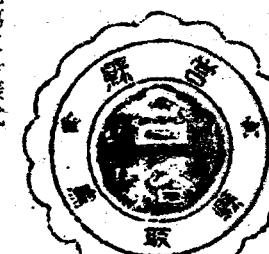
附 則

(証紙)

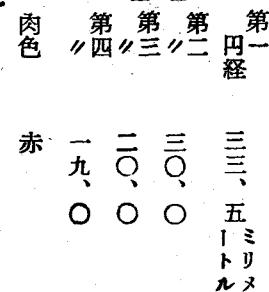
第六條、証紙は別記第二号様式の通りとし出納長の印章



別記第二号様式



別記第一号様式



横 縦
二編 三編

別記第三号様式 (半紙判)

鳥取縣「すいか」検査証紙交付請求書

申請者

種類	数量	金額	備考

右鳥取縣「すいか」検査証紙の請求を致します

昭和 年 月 日

郡 村

鳥取縣知事 殿

印

鳥取縣知事 殿

00970

鳥取縣公報

昭和二十五年八月五日

本書ノ大キサ
規格A五判

選舉告示

◆選舉告示第六号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣中部海区漁業調整委員會委員選舉選舉長 塚 本 邦 夫

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業場の所在地)
八月五日	浜本武喜	なし	無所属	漁業	男	大正十年二月二十二日	東伯郡下北條村大字松神八二九番地
八月五日	羽田賢藏	なし	無所属	漁業	男	明治二十七年三月十三日	東伯郡由良町大字由良宿一二七七番地
八月五日	坂根源一郎	なし	無所属	漁業	男	明治二十四年五月二十四日	氣高郡青谷町大字長和瀬五五番地の三
八月五日	市橋亀八	なし	無所属	漁業	男	明治三十年七月二日	東伯郡泊村大字泊一五四一番地

00971

八月五日	北中亀治	なし	無所属	漁業	男	明治十一年五月	東伯郡伯村大字泊
八月五日	長戸長七	なし	無所属	漁業	男	明治二十九年八月十七日	氣高郡青谷町大字青谷

◇選舉告示第十号

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣東部海区漁業調整委員會委員選舉につき次のとおり立候補の届出があつた。

昭和二十五年八月五日

鳥取縣東部海区漁業調整委員會委員選舉選舉長 兜 金 幸 一

届出月日	委員候補者氏名 (法人の名称)	通称	党派	職業	性別	生年月日	住所(事業場の所在地)
八月五日	博田三太郎	繁十	無所属	漁業	男	明治二十五年三月六日	島取縣岩美郡網代村二八一番地の二五

昭和二十五年八月五日印刷
昭和二十五年八月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

印 刷 所 島 取 縣 岩 美 郡 網 代 村 二 八 一 番 地 の 二 五
鳥 取 市 東 町 取

縣 印 刷 所